

協議会だより

全国こども政策主管課長会議資料が公表されました

二〇二三年三月十七日、こども家庭庁設立準備室のホームページで、全国こども政策主管課長会議の資料が公表されました（厚生労働省の全国児童福祉主管課長会議を引き継いだもの）。

資料から、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に関わる内容を紹介します。

〔2〕『放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』の参酌化に伴う条例改正等の状況について、「条例改正」の状況等の調査結果が報告されています。

（二〇二二年四月一日時点、前回調査は二〇二二年七月時点、前々回調査は二〇二〇年九月時点。学童保

育を実施している一六・一九自治体のうち、六四・九自治体で「人員配置・資格要件基準を変更しています（複数回答。前年比二七増）」。「具体的な改正内容」はつぎのとおりです。

- ・放課後児童支援員（以下、支援員）等の員数に関する改正……六四自治体（前年比二〇増）
 - ・支援員の資格要件に関する改正……一自治体（前年比増減なし）
 - ・「放課後児童支援員認定資格研修」修了要件の経過措置延長……六三自治体（前年比一七増）
 - ・職員の特任規定に関する改正……二自治体（前年比一減）
- 放課後児童支援員等の員数について、国の基準（放課後児童支援員の複数配置が原則）とは異なる規定を設けた六四自治体の基準内容が自治体数の内訳はつぎのとおりです。

- ・「支援員の一人配置を可とする」……四六自治体（前年比一四増）
- ・「補助員の二人以上を可とする」……五自治体（前年比一増）
- ・「支援員を置かず補助員の一人配置を可とする」……七自治体（前年比二増）
- ・その他……六自治体（前年比三増）

②地方分権一括法により改正された人員配置・資格要件基準についてに関わって、つぎの記述が掲載されていました。

「これまで三カ年にわたり、市町村における条例改正等の状況等に関する調査を行ってきたところ、放課後児童支援員等の員数等について設備運営基準と異なる規定を設けている市町村においても（中略）こどもの安全の確保等に留意しながら、地域の実情にあわせた運営がなされていると考えられる。こうした状況や、「第一三八回地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会」に

おける意見を踏まえ、本基準については、引き続き参酌すべき基準とする」

二〇二二年八月四日に開催された「第一三八回地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会」では、つぎのような議論がなされていました（抜粋して紹介）。

○（司会）放課後児童支援員の資格及び員数に係る従うべき基準を参酌すべき基準に改めたことについて、子どもの安全が損なわれるような状況は発生しておらず、放課後児童健全育成事業を運営する上で前向きな影響があったということでしょうか。

○（厚生労働省）地方公共団体からは弾力的な運用ができたというアンケートの回答を多くいただいている。条例改正を行った自治体において、子どもの安全を確保しつつ、サービスの質が維持されており、子どもへの目配

りや関係者の調整等を行いながら、地域や利用者の実情に応じた運営が行われていると考えている。

○(構成) 調査結果によると、第九次地方分権一括法の改正により事業継続や新規事業ができるようになり、保護者のニーズに応えられるようになったという点で、子どもの第三の居場所をつくるという意味で大きな役割を果たしていると考えられる。今後の政策とも関わるが、子ども・子育ての政策におけるこうした取組を、放課後児童クラブの進展として肯定的な形で評価し、自治体の背中を押ししていきたいと思うが、そういった理解でよろしいか。

○(厚生労働省) 参酌化、標準化に関する論評は難しいところだが、いずれにしても放課後児童クラブは未だ待機児童数が多い状態が続いている状態であるため、質と安全を確保しながら、

様々な施策を打つことで、放課後児童クラブの供給拡大を図っていきたいと考えている。

* * *

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六号)において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものは、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。これにより二〇二三年四月一日から、学童保育と児童館においても、各事業所・施設が安全に関する事項について計画を策定することが義務づけられます(令和五年度は努力義務)。

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の制定当初、従うべき基準と定められていた職員の資格と配置基準は、二〇二〇年四月以降、参酌する基準とされてしまいました。

全国学童保育連絡協議会は、全国一律に行う必要がある「児童の安全

の確保」に直接関わるのは指導員であり、その資格と配置基準も当然、「従うべき基準」に戻す必要があると考えます。

放課後児童支援員の資格を取得するには、基礎資格を有した者が放課後児童支援員認定資格研修を受講し、「修了」する必要があります。しかし、国の令和五年度予算案において、「①研修計画を定める」「②採用から二年以内に研修修了を予定している」という二つの要件を満た

した場合、研修を修了していない者も放課後児童支援員とみなすことができるものとするとの考えが示されました。

この「みなし」に関わる措置は「基礎資格があれば、研修受講がともなわず、『放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通理解』『職務を遂行するうえで必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識』がなくとも、二年間は事業に従事できる」とことを意味していま

すし、さらには、「その状況がつづくことに年限が設けられていない」という大きな問題点があります。

これは、「資格の必要性」が大きく揺らぐことですし、さらには、放課後児童支援員は「誰でもいい」という考え方につながる危険性をほらんでいるとも考えます。

子どもと生活を共にするうえで必要な専門的な知識や技能、そして倫理観を備えた「放課後児童支援員」という資格を持つ指導員が、専任・常勤・複数体制で配置され、経験を蓄積し、子どもと安定的に継続して関われるようにするための条件整備を進めるとともに、人材育成、高等教育機関での資格取得を可能とするなど、抜本的な改善方策が求められます。

今月号の巻末に掲載した全国学童保育指導員学校に誘いあって参加し、学びながら、学童保育の役割や生活内容、指導員の仕事について自分たち自身でたしかめるとともに社会的理解を広げましょう。